

2025年8月22日

外国人技能実習機構
理事長 大谷 晃大 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

外国人技能実習制度の適正な実施および技能実習生保護に関する要請

2024年に、技能実習制度の適正化などを目的に、「入管難民法及び技能実習法」の改正が行われました。

改正法では、技能実習生に対する労働関係法令違反等の低減や制度の適正な運用に資するよう、技能実習制度の見直しによる人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設や、特定技能制度の適正化などの外国人労働者保護の強化などが盛り込まれました。

現在、改正法の施行に向け、政府の有識者会議などにおいて、育成就労制度および特定技能制度における外国人労働者の受入れ分野や上乘せ要件、従事する業務の適切な設定、試験のあり方など、分野別運用方針の策定および制度の適正な運用に向けた議論が行われています。

適正な制度運用が行われ、外国人労働者が日本で安心かつ安全に働くことができるよう、以下の通り意見を申し上げます。

記

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 監理団体への年1回の現地検査ならびに実習実施者への3年以内の現地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習の実施や、適正な職場環境と労働条件の確保について確認すること。また、是正が必要な場合は、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
3. 監理団体等への現地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。そのための予算確保について制度所管省庁に対し要望すること。
4. 技能実習生は在留期間に限りのある有期雇用労働者であり、雇用期間の途中の解雇は無期雇用労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。

5. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払わない事例がみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
6. 技能実習生の中には日本の携帯電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用など、日本語やIT機器等に不慣れな技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
7. 地方公共団体や地方入管、労働局、外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
8. 2024年11月に改正された「やむを得ない事情がある場合の転籍」に係る技能実習制度運用要領について、技能実習生、実習実施者、監理団体に対し、周知徹底するとともに、外国人技能実習機構としても適切な転籍支援を行うこと。
9. 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋するとともに次の実習先が見つかるまでの間の生活支援などを行う必要があることを周知徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋ができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、速やかに新たな実習先を斡旋すること。
10. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。
11. 育成就労制度の創設に向けて混乱が生じないように、来日予定者を含めた技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、多言語による丁寧な説明や相談対応を行うとともに、行政（労働基準監督署・ハローワーク等）や弁護士、労働団体関係者などと連携をはかること。

以上